

大陸棚延長のための手続

* 大陸棚限界委員会の改正手続規則 (CLCS/40/Rev.1) 及び同手続規則付属のフローチャートをもとに作成。

手続の開始 (申請書の提出) I

沿岸国

II

申請書の提出

国連事務総長

エグゼクティブ・サマリーの公表

会期の3ヶ月前までにエグゼクティブ・サマリーが公表されると、委員会の議題として取り上げられる。

III

大陸棚限界委員会

他国よりの意見表明

IV

全体委員会における沿岸国によるプレゼンテーション

沿岸国代表が会合に参加

小委員会の設置と作業 V

小委員会の設置

* 全体委員会が、別段の決定を行わない限り、審査を行う小委員会は3つしか同時に設置されない。(改正手続規則第51条4bisを参照)

VI

小委員会による審査

沿岸国は、必要に応じ、追加データの提出や追加説明を、書面やプレゼンテーションによって行う。

小委員会による勧告案の作成 VII

勧告案の作成

小委員会による審査の結果得られた見解及び全般的結論の提示

沿岸国は、小委員会より提示された見解や結論について、書面やプレゼンテーションによって、意見を表明する。

VIII

小委員会勧告案の書面化及び全体委員会に対する勧告案の提出

沿岸国は、全体委員会において小委員会の勧告案が検討される前に、全体委員会において、勧告案に関する自国の見解を述べるプレゼンテーションを行うことができる。

IX

大陸棚限界委員会 (全体委員会) による勧告案の検討

X

全体委員会が勧告案を承認するか?

No

勧告案の修正

Yes

勧告 XI

全体委員会による勧告案の承認

国連事務総長

勧告の提出

XII

沿岸国

XIII

沿岸国が勧告を受入れるか?

Yes

XIV

新規申請または改訂申請を提出する

XV

最初へ戻る

公表

国連

国際海底機構事務局長

公表

XVIII

XVI

沿岸国による、勧告に基づいた限界線の設定

XVII

限界線が表示された海図および関連情報 (測地原子を含む。) の寄託

寄託